

公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範

令和8年6月25日 理事長裁定

医療法人社団慶友会吉田病院臨床研究センター（以下「本研究センター」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、公的研究費の適正な運営・管理を推進するため、公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範を以下のとおり定める。

1. 構成員は、関係法令、配分機関の規則及び本研究センターの規程等を遵守し、適正に研究費を執行するとともに、説明責任を果たさなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金等の貴重な財源であることを認識し、その目的に沿って計画的かつ効率的に使用しなければならない。
3. 構成員は、研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為を行ってはならず、公正な研究活動の推進に努めなければならない。
4. 構成員は、研究費の執行及び研究活動に関して知り得た情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
5. 構成員は、本研究センターが実施する研究倫理教育、コンプライアンス教育及び不正防止に関する取組に積極的に参加し、協力しなければならない。
6. 構成員は、研究費の不正使用又は研究活動上の不正行為が疑われる事案を把握した場合は、速やかに相談又は通報を行うよう努めなければならない。

以 上